

習志野市農業振興地域整備促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市に、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農業振興地域整備計画及び当該計画に基づく事業の実施について協議するため、習志野市農業振興地域整備促進協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 農業振興地域整備計画の策定又は、変更に関する事項
- (2) 農業振興地域整備計画に基づく事業の推進等に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業委員会委員
 - (2) 農業協同組合を代表する者
 - (3) 農業に従事している者
 - (4) 都市計画審議会委員
 - (5) 習志野市農業士等協会を代表する者
- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、農業政策担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成13年5月18日から実施する。
- 3 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 5 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。